



## 《会計・税務の知識》 グループ法人税制—完全支配関係の判定

### はじめに

平成 22 年度税制改正において、法人グループについては、独立した個々の法人ではなく、一体として全体を捉えその課税を行っていくグループ法人税制が創設されました。これにより、様々な会社でグループ法人税制の影響を受けています。今回は、グループ法人税制のうち、強制適用となるグループ法人単体課税制度の完全支配関係の判定についてご説明致します。

### 1. グループ法人税制単体課税の対象法人

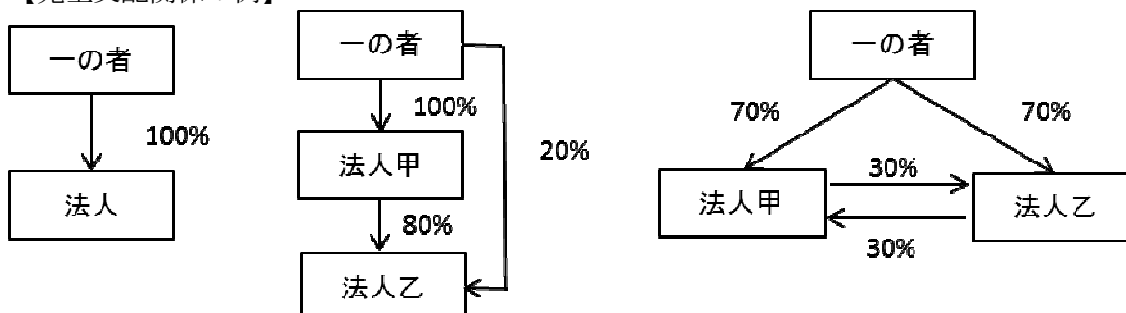
グループ法人単体課税制度においては、完全支配関係のある法人を対象として、個人や外国法人による完全支配関係の法人についても適用があります。また、公益法人等によって完全支配関係がある場合にもグループ法人単体課税制度の対象となります。

	グループ法人税制	
	グループ法人単体課税制度	連結納税制度
制度の適用	強制適用	任意（選択）適用
納税主体	それぞれの法人（単体納税）	連結グループで1つ（連結納税）

### 2. 完全支配関係

グループ法人税制は、完全支配関係がある法人間の取引に対して適用されます。完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいいます。完全支配関係の判定にあたっては、自己株式等を除くほか、従業員持株会所有株式と役員又は使用人のストックオプション行使による所有株式の合計が5%未満である場合のその株式も除きます。

#### 【完全支配関係の例】



※一の者には、内国法人のほか、個人や外国法人も含まれます。

### 3. 完全支配関係を有することとなった日

株式の購入により完全支配関係を有することとなる場合には、株式購入の契約成立日ではなく、株式の引き渡しが行われた日で判定します。

### おわりに

グループ法人税制は強制適用であることから、適用されることによる不測の事態を避けるため、完全支配関係には常に注意を払うことが重要であると言えます。

(担当：坂本)